出雲市農業委員会（第３期）第２７回総会　議事録

「農業委員会等に関する法律」第２７条第１項の規定に基づき会長が総会を招集。

１　日時　　令和７年(2025)１０月２７日（月）午前１０時３０分から午前１１時３０分

２　場所　　出雲市役所　３階　庁議室

３　出席委員（２３名）

大梶　泰男	岡田　征記	河原　昭紀	持田　守夫	若槻　博美
佐藤　文男	松本　尚幸	岸　勝	石飛　忠宏	今岡　充
松井　幸男	八幡　みさこ	伊藤　猛	常松　守男	天野　明浩
森山　亮二	勝部　守	立石　行雄	湯浅　道行	伊藤　美樹
佐野　芳夫	嘉本　良市	水　壯		

４　欠席委員（１名）

江角　昭夫

５　提出議題

⑴　報告事項

報第９１号　会長専決処分の報告

報第９２号　農地法第１８条第６項の規定による通知について

報第９３号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

報第９４号　農地法第４３条第１項の規定による届出について

報第９５号　農用地利用集積等促進計画の認可について

報第９６号　農地法第５条の規定による許可の取消について

⑵　議案審議

議第１６８号　農地法第３条の規定による許可の決定について

議第１６９号　農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について

議第１７０号　農地法第５条の規定による許可の決定及び承認について

議第１７１号　農地転用事業計画変更申請決定について

議第１７２号　農地賃借料情報の公示について

議第１７３号　所有者等を確知できない農地の告示について

会長あいさつ

６　議事

会長が総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。

署名委員に８番松本尚幸委員、９番岸勝委員を指名する。

議　　長　　それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。報告事項、報第９１号会長専決処分の報告、報第９２号農地法第１８条第６項の規定による通知について、報第９３号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報第９４号農用地利用集積等促進計画の認可について、報第９５号農地法第５条の規定による許可の取消について、を一括して報告します。

議　　長　　報第９１号会長専決処分について、報告いたします。第２５回、第２６回総会で承認いたしました案件で、農振除外の決定が未済のため、許可保留としていました農地法第４条１１件、農地法第４８条件について、令和７年９月２９日付で農振除外の決定がありましたので、決定日と同日付で許可決定しております。

また、第２６回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第４条２件、農地法第５条９件については、島根県農業会議第１１５回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の１０月１０日付けで許可決定しております。

議　　長　　続いて、報第９２号農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

岡主事　　それでは、報第９２号について、説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第１８条第１項第２号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の６ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

報告事項の１ページをご覧ください。今月は受付番号１１７番から１１９番の３件の通知がありました。内訳としては、耕作者変更のためが１件、５条により売却するためが２件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後６ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議　　長　　続いて、報第９３号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

原主事　　それでは、報第９３号について、ご説明いたします。農地法第３条の３において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。報告事項の２ページから５ページをご覧ください。この届出の先月受付分は受付番号１１３番から１２３番までの１１件でした。権利の取得事由は、１１件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号１１７番、１１８番について、いずれも備考欄に持分の記載がありますが、これは、記載の持分で農地を相続、取得されたものです。また、あっせん希望があった届出については、それぞれ担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から４０日以内とされております関係上、１０月１５日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議　　長　　続いて、報第９４号農地法第４３条第１項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

大森副主任　　報第９４号について、ご説明いたします。報告事項の６ページをご覧ください。今月は、１件の届出がありました。まず、制度について簡単にご説明します。通常は、農業用ビニールハウス内の底面をコンクリートにする場合は、転用許可を受けなければなりませんが、平成３０年の法改正により「農作物栽培高度化施設」として一定の基準を満たす施設については、事前に農業委員会に届出を行うことで農地としての扱いのまま転用許可なく設置できるようになりました。この一定の基準とは、施設の棟高が８．０ｍ以内、軒高が６．０ｍ以内であるといった高さの基準や日光を通さない素材のビニールハウスの場合は、隣の農地に日影を生じさせないといったものがあります。農業委員会としては、この施設に対して毎年の農地パトロール等で現地確認をすることになります。現地確認では、届出内容のとおり使用されているか確認し、計画に則した状態でない場合は指導の対象になります。

それでは、内容についてご説明いたします。報告事項　６ページの受付番号２番です。資料は７ページから１０ページをご覧ください。場所は荒茅町の畑２筆です。案内図は７ページです。建築予定の施設は長さ２２．０ｍ、棟高３．６ｍ、軒高１．８ｍのビニールハウスが２棟です。ビニールハウス

の面積は計２８６．００㎡です。ビニールハウスの屋根及び壁面は光を通さない素材です。建築後は菌床シイタケを生産する計画です。施設の内部には、菌床シイタケの栽培棚と空調設備等を設置する計画です。今回の届出により、農地として扱われることになるため、固定資産税は農地として課税されることになります。本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から２週間以内とされております関係上、事務局で内容を確認し、要件を満たすものとして１０月９日付で通知を出しています。以上、報告といたします。

議　　長　　続いて、報第９５号農用地利用集積等促進計画の認可について、農業振興課打田課長補佐から報告をお願いします。

打田課長補佐　報第９５号農用地利用集積等促進計画の認可について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定により、農地中間管理機構である公益財団法人しまね農業振興公社が、農地の貸借に係る権利の設定や移転、あるいは売買を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事から権限移譲を受けた出雲市長の認可を受けることとされています。今総会においては、９月１８日付けと９月３０日付けで認可・公告した権利設定、９月２２日付けで認可・公告した所有権移転についてご報告いたします。

まず、９月１８日付けと９月３０日付けで認可・公告した権利設定について、合わせて説明いたします。お手元の農用地利用集積等促進計画の表紙の裏のページをご覧ください。上の表になります。権利設定の合計は２０１筆、２２５，７４６．８０㎡で、このうち賃借権の設定が３筆、２，０５３㎡、使用貸借による権利の設定が１９８筆、２２３，６９３．８０㎡です。

また、新規の設定が５５筆、５７，２０２．８０㎡、再設定が１４６筆、１６８，５４４㎡　となっています。なお、賃借権の設定期間別の表が、真ん中の①の表となります。また、使用貸借による権利設定の期間別の表が、下の②の表となりますので、ご確認ください。各権利設定の詳細な内容につきましては、９月１８日認可分がページ番号１、９月３０日認可分が２ページから５ページとなりますので、ご確認ください。今回の計画では、耕作者は法人を含め４５人、地権者は８７人と、所有者不明農地２筆となっています。

次に、９月２２日付けで認可・公告した所有権移転についてご説明します。最後のページ、ページ番号１となっているものをご覧ください。農地中間管理機構である、公益財団法人しまね農業振興公社による農地の売買につきましても、農用地利用集積等促進計画において認可・公告することとなっ

ています。今回の所有権移転は公社からの買入が１件、２筆で、１，３６５㎡です。以上、今回の促進計画の説明となりますが、すべての案件につきまして、県の基本方針及び県公社の事業規定に適合しており、また、権利の設定等を受けた者が、経営する農用地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして認可したものでございます。以上、報告といたします。

議　　長　　続いて、報第９６号農地法第５条の規定による許可の取消について、事務局から報告をお願いします。

今岡主幹　　報第９６号について、ご説明いたします。本日お配りした、報告事項の資料をご覧ください。農地法第５条の規定による許可の取消願が１件ありました。受付番号７番は、令和７年１０月１０日付で許可した案件です。許可を受けたのは、江田町の田９筆、畑３筆の計１２筆で、転用目的はＷＣＳ置場でした。転用事業者が、計画どおりに事業を進めることができなくなったため、今回許可の取消を求められたものです。取消願に係る許可を１０月２７日付で決定しております。今後の利用については、農地として利用するとのことです。以上、報告といたします。

議　　長　　報告事項について、一括して報告をいたしましたが、ご質問はございませんか。

議　　長　　ないようでしたら、私の方から伺いたいと思います。報第９４号について、光を通さないハウスで、作業小屋になったハウスは届出が必要ですか。みなさんに改めてご報告いただければと思います。

大森副主任　　ハウス自体が農業用に使われるものであれば、農地として扱われますが、床面がコンクリートにしてあるものとか、農地以外の用途で使っているハウスであれば、２ａ以上であれば転用の許可が必要です。２ａを越えない場合は届出が必要です。こういったケースについては、周知徹底していきたいと考えています。

議　　長　　光を通さず、床がコンクリートでないハウスが点在していると思います。これも届出が必要と聞いたのですが。

大森副主任　　用途が農業用でないものであれば、２ａ未満であれば届出がいります。

議　　長　　一般的に農機具が入れてあって、コンクリート床でなくて、光を通さない素材のハウスでやってあることがあります。

大森副主任　　そのケースであれば、２ａ未満であれば届出をしていただく必要がありまして、２ａを越えれば転用の許可が必要になります。農用地であれば、併せて用途変更の手続きが必要になります。

議　　長　　２ａ未満であって、農機具が入れてあるハウスは届出が必要ですのでよろしくお願いします。

議　　長　　どうぞ。

常松委員　　議席番号１５番の常松です。ビニールハウスを農業用倉庫として使っている場合、下がコンクリートでなければ、いいんじゃないですか。

大森副主任　　用途が農業用として、農機具倉庫として使われている場合は、届出がいりますが、ハウスで作付等を行っている場合はいりません。

面積により、届出であるか、許可になるか変わります。２００㎡、２ａ未満であれば届出で良いこととされています。２ａを越えると転用許可がいります。

梶谷事務局長　基本的にハウスを作られて最初は育苗用として使用されていたものが、使用しなくなって、農業用機械の倉庫として使われている場合は、そういった状態になった時には届け出ていただきたというものです。育苗用として使われている場合は、届出はいりません。基準がわかりにくいと思いますが、そういった所に仕分けがあるということで、ご理解いただきたいと思います。

常松委員　　そういったところが、市内にはたくさん見受けられます。やっぱり市民のみなさんに周知しないといけないと思います。育苗用に使っていたが、今後使う予定がなくなったので、農業用倉庫で使う場合とは、例を挙げて分かりやすい資料を配っていただければと思います。

梶谷事務局長　ありがとうございます。農業用施設の届出については、一応ホームページに挙げていますが、分かりやすく周知を徹底したいと思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございます。他にご意見、ご質問はありませんか。

持田委員　　議席番号４番の持田です。報第９６号についてですが、許可後１か月経たないうちに許可の取消ということですが、計画がどうだったのかなと思いまして。

今岡主幹　　計画としては、事業計画者が、他の場所でＷＣＳ置場を持っておられて、集約されるという計画でした。他の場所のＷＣＳ置場を他の用途に変えるのが難しいのが分かりました。用途変更申請からだと結構な期間があるんですけれど、許可が出て直ぐにということで、行政書士さんから相談がありましたけど、事業実施しないのであれば取り消しをしてくださいとお話ししたところでした。

持田委員　　届出をされたので、受理するということだとは思いますが、農業委員会としてそういう状況に対し、農地が農地として残るのでいいのかもしれませんが、元々の計画がずさんだったのではないかと思われるので、届出者に対し、そういった事をしっかり伝えることが必要ではないかと思います。

山田次長　　この事業者につきましては、今岡の方からもお話しさせていただきましたが、牧場から離れた場所でＷＣＳ置場を設けておられました。ただ、周辺住民の方から苦情なり、ご相談があり、距離もあるということで、現在の場所で集約してＷＣＳ置場を設ける事業を計画されました。それで用途変更の申請をされたところです。用途変更の申請後に、従来のＷＣＳ置場の利用について、検討されたところでございます。ですが、酪農を主体とする経営形態の中で、良い利用法がないという事で、集約をする計画を断念されたところです。こういった事が、申請期間を通じて行われてきたところです。ですが、我々といたしましても、折角総会でご審議いただいたという状況を踏まえ、今後こういった事がないよう事業の精査なり、事務局の対応を見直し、事業者に対しても、きちんと計画を立案し、計画的に実施するよう相談段階から指導していくように対応して参りたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

持田委員　　分りました。よろしくお願いします。

議　　長　　他にご意見、ご質問はありませんか。

議　　長　　質問は無いものと認めます。

議　　長　　続いて、議案の審議を行います。　議第１６８号農地法第３条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

原主事　　それでは、議第１６８号について、ご説明いたします。議案の１ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が１２件、賃貸借権の設定が１件、合計１３件の申請がありました。個別の事案についてご説明いたします。２ページから５ページをご覧ください。

まず、受付番号６９番について、譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣居住を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号７０番について、譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号７１番について、譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号７２番について、譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、隣接地を事業所として賃借で使用しており、今後は事業所を取得する予定の受人に譲渡するものです。事業では、申請地で栽培する果樹の収穫物をドライフルーツとして加工・販売を行う計画とのことです。申請人は滋賀県と申請地を行き来し耕作を行い、さらに、契約を結んだ市内在住の協力者、今後雇用する従業員に管理の協力をしてもらうとのことです。

次に、受付番号７３番について、譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。耕作面積はありませんが、農業者と雇用契約を結び、７年農業に従事しているとのことです。将来的に地域の担い手として経営を引き継ぐ予定であり、このたび自己所有地を持つことで、営農規模の拡大を希望するものです。

次に、受付番号７４番について、譲渡人は、労力不足のため、従来から申請地で耕作を行い、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号７５番について、譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号７６番について、譲渡人は、耕作不便のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号７７番について、譲渡人は、規模縮小のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号７８番について、譲渡人は、相手方の要望により、隣接地

を水産業用の作業場として使用する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号７９番について、譲渡人は、耕作不便により、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号８０番について、譲渡人は、耕作不便により、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

つづいて、賃借権設定の案件１件について、ご説明いたします。受付番号８１番です。こちらは、譲渡人が高齢による労力不足のため、以前から基盤強化促進法での利用権設定を行い、耕作をする受人に、賃借権の設定をするものです。今月末で期間満了となり、継続して農業経営を行うため、新たに３条での設定をするものです。権利の設定期間は３０年です。

以上、受付番号６９番から８１番については、６ページから８ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第３条２項各号　不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議　　長　　ご質問、ご意見はございませんか。

議　　長　　質問、意見は無いものと認めます。

議　　長　　それでは、議第１６８号農地法第３条の規定による許可の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議　　長　　挙手全員と認めます。よって議第１６８号の案件を許可決定いたします。

議　　長　　次に、議第１６９号農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任　　それでは、議第１６９号　農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。議案の１ページをご覧ください。今月は、５件の申請がありました。議案書は９ページ、参考資料は１ページから１０ページをご覧ください。今月は、１１月に開催予定の第１１６回常設審議委員会に諮問する予定の案件が３件あります。なお、説明案件はありません。

今月は追認の案件が３件あります。受付番号４０番は、平成１７年頃から住宅、学習塾の遊び場として利用していたものです。受付番号４１番は、昭和５９年頃から住宅、豚舎として利用していたものです。受付番号４４番は、平成１４年に車庫・倉庫、カーポートとして利用していたものです。申請は事後に

なりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

以上、受付番号４０番から４４番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議　　長　　ご質問、ご意見はございませんか。

議　　長　　それでは、議第１６９号農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議　　長　　挙手全員と認めます。よって議第１６９号の全案件を許可相当とし、許可の決定及び承認いたします。

議　　長　　次に、議第１７０号農地法第５条の規定による許可の決定及び承認について　及び関連がございますので、議第１７１号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡主幹　　議第１７０号について、ご説明いたします。議案書の１０ページから１５ページ、説明資料の１ページから９ページ、参考資料の１１ページから５６ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が２１件、賃借権の設定が３件、使用貸借権の設定が２件の合計２６件の申請がありました。今月は、１１月に開催予定の第１１６常設審議委員会に諮問する予定の案件が６件あります。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

まず、議案書１０ページの受付番号１６４番です。説明資料の１ページから３ページをご覧ください。転用場所は小山町の田２筆です。案内図は２ページです。転用目的は事務所です。面積は、転用面積、所要面積ともに１，２３５㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第２種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第４６条の「市街地近接」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、温泉設備の企画・設計・施工等を行う市内の法人です。この度、申請地を所得後、事業所・倉庫を建築し、駐車場を整備する計画です。資金計画については、所要資金額が７，８００万円で、これに対する資金調達は、自己資金及び借入金で賄う計画で、証明を確認しています。

次に、議案書１１ページの受付番号１６５番です。説明資料の４ページから

６ページをご覧ください。転用場所は武志町です。案内図は５ページです。一畑電鉄武志駅から北西へ直線距離で約１５０ｍに位置している田１４筆です。転用目的は建売分譲です。面積は、転用面積、所要面積ともに２，６４４㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第３種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第４３条第２号の「公共３００」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を営む法人です。この度利便性の高い申請地を取得し建売分譲地１０区画を整備し個人住宅を建築・販売する計画です。資金計画については、所要資金額が３億５，０００万円で、これに対する資金調達は自己資金及び借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書１３ページの受付番号１７８番です。説明資料の７ページから９ページをご覧ください。転用場所は斐川町富村・上直江の田７筆、畑１筆の合計８筆です。案内図は８ページです。転用目的は、店舗です。面積は、転用面積は４，２８３㎡で、所要面積は５，０６５㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第２種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第４５条第２号の「公共５００」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、県内の協同組合です。この度、申請地を取得し、３支店を統合した新しい支店を建設する計画です。資金計画については、所要資金額が４億２，２５０万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

説明案件については以上です。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいますようお願いいたします。また、事後追認案件については、議案書に表示していますのでご確認ください。申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

つづいて、議第１７１号について、ご説明いたします。議案書は１６ページ、参考資料は１７ページから１８ページをご覧ください。今月は、所有権の移転１件の申請がありました。個別の説明案件はありません。受付番号１６番は５条の１６２番とセットになっておりますので、議案書及び参考資料でご確認くださいますようお願いいたします。以上、議第１７０号の２６件及び議第１７１号の１件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議　　長　　それでは、議題となっています議第１７０号のうち、農業委員が関与する１件が先議案件となります。その内１２番松井幸男委員の関与案件が１１ページの１６５番になります。それでは、１２番松井幸男委員の関与案件１件を先

議案件といたします。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、１２番松井幸男委員が除斥となります。

議　　長　　本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議　　長　　質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第１７０号のうち１２番松井幸男委員の関与案件１件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議　　長　　挙手全員と認めます。よって、１２番松井幸男委員の関与案件１件を承認します。ここで松井委員の除斥を解除いたします。

議　　長　　続きまして、議第１７０号のうち先ほどの先議案件１件を除く全ての案件及び議第１７１号についてご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員　　議席番号１１番の今岡です。説明案件ではないものについてのご質問ですが、使用貸借の案件で、１８３号番のところで、極めて面積は小さいですが、[redacted]という聞き慣れない目的が書いてありますが、これは一体何をするための一時転用なのでしょうか。

今岡主幹　　[redacted]測定機器を設置し、一定期間調査されるものでございます。

今岡委員　　[redacted]その付近に構造物を建てられるということでしょうか。

今岡主幹　　ここに建てられるということではなくて、農地だったため、転用申請されたものです。広く調査されていますが、適した場所がたまたま農地だったためということでございます。

今岡委員　　[redacted]なぜこんな調査を行うかわかれば教えていただきたいのですが。

今岡主幹　　[redacted]

今岡委員　[redacted]わかりました。

山田次長　[redacted]

議　　長　他に、ご質問、ご意見はございませんか。

議　　長　質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第１７０号のうち先ほどの先議案件１件を除く全ての案件及び議第１７１号についてについて承認される方の挙手を求めます。

議　　長　挙手全員と認めます。よって、議第１７０号のうち先ほどの先議案件１件を除く全ての案件及び議第１７１号のすべての案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします

議　　長　それでは、議第１７２号農地賃借料情報の公示について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

原主事　議第１７２号　農地賃借料情報の公示について、説明します。議案の１７ページから２１ページをご覧ください。農地賃借料情報の公示については、平成２１年１２月の農地法改正によって標準小作料が廃止され、その代替措置として、賃借契約のひとつの目安を示すこととなったものです。農業委員会に対しては、農地法第５２条で、農地の利用の状況・借賃等の動向などの情報の収集、分析及び情報提供がその業務とし規定されており、毎年情報の更新をしています。今回お諮りする賃借料情報については、令和６年１０月から令和７年９月中に賃貸借契約を結んだ利用権設定を基に集計したものです。賃借料提供の内容・項目については、昨年と同様に、田、普通畑、果樹畑の３つの部門に分けて、賃借料の平均額、最高額、最低額、筆数などの情報を公示します。田の部について、今年は、米の価格が大幅に上昇したことで、物納支給を換算した賃借料が突出して高くなったため、物納支給については、支給の平均量を別で記載しています。また、平均額、最高額、最低額については、物納支給を含めない値となっています。また、あわせて使用貸借契約の筆数も参考に示しています。昨年に引き続き、使用貸借の件数が多いことが分かるようにグラフ

を作成して、農地の貸し借り全体に占める使用貸借の割合も表記しています。なお、２０ページから２１ページに昨年のデータを載せております。　今回とりまとめた賃借料情報については、市のホームページと広報紙により公表する予定です。説明は以上です。

議　　長　　この案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議　　長　　質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第１７２号農地賃借料情報の公示について、承認される方の挙手を求めます。

議　　長　　挙手全員と認めます。よって、議第１７２号農地賃借料情報の公示について、を承認いたします。

議　　長　　次に、議第１７３号所有者等を確知できない農地の告示について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任　　それでは議第１７３号、所有者等を確知できない農地の告示について、ご説明いたします。別冊の議案書の１ページから３ページをご覧ください。告示案に記載した農地は、耕作していた所有者が死亡し、相続人が不明なことから、遊休農地化する恐れがあると、周辺の農業者から相談があった土地になります。周辺の農地を耕作する農業者から耕作してもよいという意向が確認できましたので、農業委員会事務局で所有者等に関する情報を探索しましたが、所有者等が確知できませんでした。そこで、この農地について農地法第３２条第３項の規定に基づき所有者等が確知することができない旨を告示いたします。告示は、市役所東側の掲示板に掲載するとともに、出雲市のホームページにも掲載する予定です。告示の日から起算して２か月以内に農地の所有者等から申出書及びその権原を証する書面を農業委員会事務局に提出があった場合は、申出者に利用意向調査を実施し、意向に従い貸し借り等の手続きに進むことになります。申出がなかった場合は、告示の４に記載がある通り農地法第４１条の規定により、農地中間管理機構にその旨を通知し、島根県知事の裁定により利用権の設定が認められます。説明は以上です。

議　　長　　ご質問、ご意見はございませんか。

石飛委員　　議席番号１０番の石飛です。確認したいことがあるのですが、みなさん畑や田んぼを作っておられて、所有者が亡くなられたりした際、近所の親戚の方が

「ただで使っていいよ。」とか言われて作り始めて、蓋をあけてみたら誰の土地なのかもわからない。このような場合、罰せられることはあるのか。

山田次長　詳しく調べたものではありませんが、耕作に限らず、農地が荒れていたため、所有者はわからないが、周囲のみなさんが草刈りをされたというケースと似たような形になると思いますが、厳密にいうと、他人の土地を同意を得ずに耕作なり草刈りにより形状を変える行為をされると、所有者が分って、所有者からの訴えがあれば、何かしら問われる事もあろうかとは思いますが、一方で管理者がいない土地から枝が出て周りに迷惑を掛けているというような状況の場合は、管理が悪く他人に迷惑を掛けるという状況もあるため、そういったケースでは枝を切ったりすることが認められるというケースもございます。周囲の方が善意で行われた場合は、罰せられないケースが多いとは思いますが、所有者不明で困っているということがあれば、事務局までご相談いただければと思います。そうして、所有関係を確認した上で、やられた方がトラブルはないのかなと思います。

石飛委員　ありがとうございました。

議　長　迷われることがあれば、事務局に相談いただければと思います。他にご質問、ご意見はございませんか。

議　長　質問、意見は無いものと認めます。

議　長　それでは、議第１７３号所有者等を確知できない農地の告示について、承認される方の挙手を求めます。

議　長　挙手全員と認めます。よって議第１７３号の案件を承認いたします。

議　長　これで予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。　午前１１時３０分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

梶谷事務局長、山田次長、今岡主幹、大森副主任、原主事

農業振興課

打田課長補佐

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議　　長

署名委員

署名委員